

議案第 60 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する証拠物件の管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

倉吉市

個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 117,504 円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

平成 26 年 6 月 17 日から同年 8 月 2 日（事件発生の日は不明）

(2) 事件の発生場所

倉吉市清谷町一丁目 10 番地 鳥取県倉吉警察署内

(3) 事件の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、犯罪の捜査により押収した証拠物件のテレビを

保管するに当たり、台座の安定性の確認が不十分であったため同物件が転倒し、破損したものである。